

第4節 資源循環型社会の構築

～廃棄物の発生抑制・資源循環等による環境負荷の最小化～

1 廃棄物の発生抑制、再資源化の推進

<施策のねらい>

- 持続可能な資源循環型社会の形成をめざすため、3 R^{スリーアール}*(発生抑制[Reduce(リデュース)]、再使用[Reuse(リユース)]、再生利用[Recycle(リサイクル)])の理念の浸透を図り、県民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、廃棄物の発生抑制及びリサイクルに取り組みます。

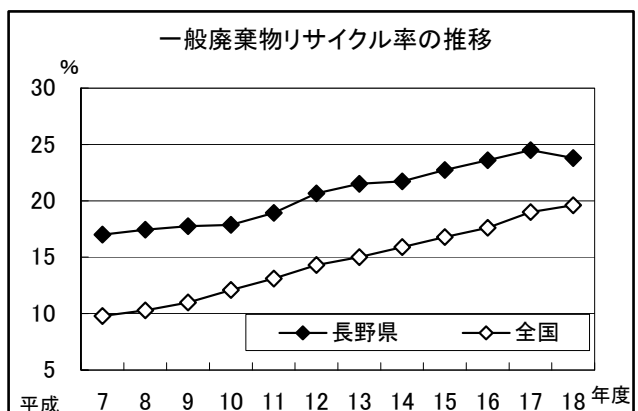
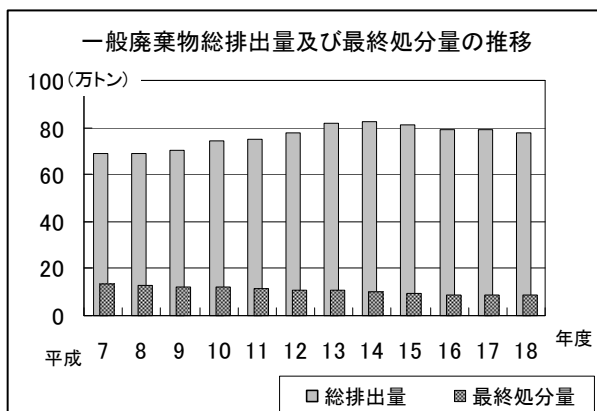
<現状と課題>

- 世界の廃棄物発生量は今後大幅に増加することが予測されており、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動による地球規模での「資源浪費による危機」が指摘されています。循環型社会の構築に向けて3 Rを推進するとともに、日本の制度・技術・経験を国際的に展開することが求められています。
- 循環型社会の構築のためには、製品の生産、使用から廃棄に至るまでのライフサイクルの中で、廃棄物の発生が少ない、また廃棄物となった際にも再資源化しやすい製品の開発や環境負荷を最小化する技術開発を推進するとともに、廃棄物系のバイオマスの利・活用、排出抑制に向けた意識の高揚など、様々な手法により排出抑制と再資源化を推進していく必要があります。
- 県内の一般廃棄物*排出量は、近年減少傾向にあり、最終処分量も、県民、事業者などの意識の高まりによるリサイクル率の上昇や、各種のリサイクル法の実施効果等により、減少しています。

資源循環型社会形成に向けた
取組の優先順位

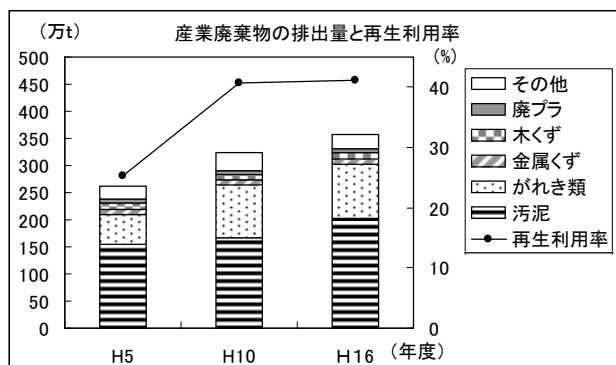
- (1) 発生抑制
- (2) 再使用
- (3) 再生利用
- (4) 熱回収 (サーマルリサイクル)
- (5) 適正処分

循環型社会形成推進基本法による順位



○ 県内の産業廃棄物*排出量は、下水道等から発生する有機性汚泥等の増加により増えています。

また、建設廃棄物の再資源化等が進んでおり、平成 16 年度における産業廃棄物(農業系廃棄物、砂利洗浄汚泥を除く)の再生利用率は約 41%と推計されています。



○ 廃棄物の発生量は引き続き高い水準で推移していることから、「長野県廃棄物処理計画」に基づき、発生抑制や適正処理などの総合的かつ計画的な推進に向けて、県民、事業者、行政が連携して取り組む必要があります。

<施策の展開>

(1) 廃棄物の発生抑制の推進

県民や事業者の廃棄物の減量やリサイクルに対する意識を高め、地域の 3 R を推進する人材育成のための啓発を推進するとともに、市町村や他県とも連携した取組を展開します。

主な取組	内容
製造段階からの廃棄物発生抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> 生産する製品が廃棄物となった後まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任*」の原則を踏まえた制度の導入を推進するよう、国に働きかけるとともに、企業の発生抑制に向けた取組を技術的に支援します。 産業廃棄物の多量、準多量排出事業者に対する「産業廃棄物処理計画」の策定・実施に関する指導等を通して、排出事業者における排出抑制などの計画的な取組を支援します。 県と事業者が締結する「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定」の普及拡大を図り、事業者が自ら作成する「産業廃棄物減量化・適正処理実践計画」に基づく取組を支援し、産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を推進します。 長寿命化など環境に配慮した住宅の建設を促進するとともに、建設資材廃棄物の減量と再資源化を促進します。 リサイクル関連技術について、工業技術総合センターにおける研究開発を進めるとともに、中小企業の開発の取組を支援し、廃棄物をゼロとするゼロエミッション*型の産業の育成をめざします。

<p>廃棄物の減量化、再使用、再生利用（3R）の啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの減量化やリサイクルの推進についての啓発を図り、県民総参加の取組を推進します。 ・ ごみの減量化や資源化について、地域でごみの減量・資源化を推進するリーダーを養成し、廃棄物の減量化、分別収集を促進します。 ・ 市町村一般廃棄物処理計画やごみ減量化計画の策定を支援するとともに、ごみの減量化・リサイクル推進についての情報提供を進めることにより市町村・広域連合での取組の充実を図ります。 ・ 県内食品小売業者等や消費者団体とレジ袋削減協定を締結するとともに、過剰包装やレジ袋等による廃棄物の発生を抑制するために、取組を全県に拡大していくための県民運動を推進します。 ・ ごみの分別排出やリサイクルへの意識の向上を図るため、あらゆる年代に対する環境教育・環境学習の機会の充実に努めるとともに、キャンペーンの実施やイベント等を通じた啓発活動を進めます。
--------------------------------	--

（２）資源の循環利用の推進

各種リサイクル法の円滑な運用を推進するとともに、「信州リサイクル製品*」の認定制度等を通じて再生品の利用促進を図るなど、資源の循環的な利用を推進します。

主な取組	内 容
<p>各種リサイクル法の円滑な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装リサイクル法*をはじめとするリサイクル関連法の円滑な推進を図ります。 ・ 建設リサイクル法*及び長野県建設リサイクル推進指針に基づき、建設副産物の循環利用や建設廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進を図ります。
<p>信州リサイクル製品の認定と利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で発生した循環資源を利用して製造した「信州リサイクル製品」の認定を進めるとともに利用を促進し、限りある資源の循環的な利用を図ります。 ・ 公共工事等において、率先してリサイクル製品を利用します。

<p>地域内における廃棄物系バイオマスの利活用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品残さの飼料への有効活用により、資源の循環利用を図ります。 ・ 長野県バイオマス総合利活用マスタープランに基づき、農業系バイオマスのコンポスト化、飼料化、エネルギー化など、地域の特性を生かしたバイオマス利活用の取組を進めます。 ・ 菜の花等の油糧作物を有効活用し、バイオディーゼル燃料(BDF)など廃食用油のリサイクルを含めた資源循環利用のモデル集団を育成します。
<p>効率的な回収システム等による資源化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模なオフィスや事業所等から排出される「紙ごみ」について、市町村や排出事業者、リサイクル事業者と共に、共同・集団回収システムについて研究することにより、紙ごみの資源化を推進します。 ・ 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、し尿処理施設から発生する汚泥について、減量化と有効利用の促進を図るとともに、効率的な処理方法を検討します。 ・ 家畜排せつ物について、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律*に基づく適正処理はもとより、恒久的なたい肥化施設での管理を推進します。 ・ 農業用廃プラスチック類について、リサイクル回収の仕組みを整備するとともに、排出量の抑制に向けた生分解性マルチ利用技術等の普及を促進します。

2 廃棄物の適正処理の確保

<施策のねらい>

- 廃棄物による環境への負荷を最小限にとどめるため、排出事業者や処理業者に対する啓発や監視指導を充実させるとともに、不適正な処理に対する厳正な対応を行うことにより、適正処理の確保を図ります。

<現状と課題>

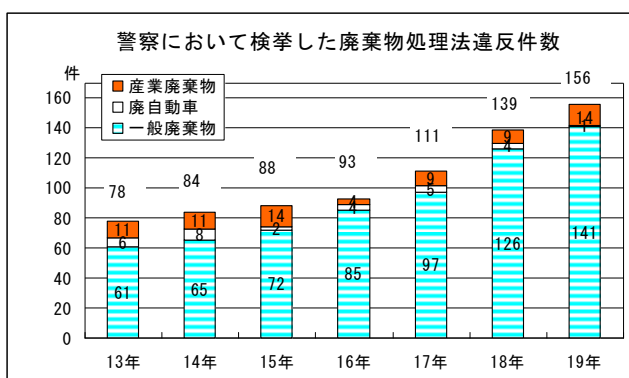
- 県内の産業廃棄物最終処分場*の残余年数は、平成 16 年度末で 7.3 年であり、平成 22 年には 11.2 年分になると見込まれています。現状では当面民間事業者による処理体制の整備によって、

十分な容量が確保されるものと考えられますが、将来的にも必要な容量が確保できるか状況を注視していく必要があります。

また、産業廃棄物処分業や施設設置の許可申請に当たっては、これまで地元の同意書を取得するよう指導してきましたが、その同意書の取得をめぐる、地域での紛争が生じるケースが発生しています。

- 県内において大規模な不法投棄（廃棄物量 10t 以上）が発見されるケースは、平成 12 年度をピークに減少傾向にあります。小規模のものを含めた悪質な不法投棄は跡を絶たない状況にあり、監視・指導の強化が求められています。

また、管理が不十分な土地への不法投棄が行われたり、地面の素掘りによる保管や木くずチップによる過剰なマルチング*、リサイクル目的と称する不適正保管や不適正処理など、法では十分な対応ができない不適正処理事案が発生しています。



- 県では、こうした状況を踏まえ、平成 20 年 3 月に「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例*」を制定しました。この条例に定める廃棄物の適正処理に関する規制や、処理施設の設置に関する合意形成の手続きを円滑に運用するとともに、監視・指導など様々な取組の充実を図ることが必要です。

<施策の展開>

(1) 廃棄物の適正処理の推進

市町村等による一般廃棄物適正処理への技術的援助や、優良な産業廃棄物処理業者等の育成を進めるとともに、放置廃棄物等の撤去に向けた取組を行うことにより、廃棄物の適正な処理を推進します。

主な取組	内容
一般廃棄物適正処理への技術的援助	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等が行う一般廃棄物の適正な処理を一層推進するためのセミナーの開催や処理技術の研究協議会への情報提供など、技術的支援を行います。 国の助成制度を活用した、市町村等による一般廃棄物処理施設の整備について、必要な指導、助言を行います。

<p>産業廃棄物の適正処理の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多量、準多量排出事業者に対して「産業廃棄物処理計画」の作成指導を行い、適正処理を確保します。 ・ 県と事業者が締結する「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定」の普及拡大を図り、事業者が自ら作成する「産業廃棄物減量化・適正処理実践計画」に基づく取組を支援し、産業廃棄物の適正処理を推進します。 ・ 産業廃棄物最終処分場の残余年数が逼迫した際には、公共関与による施設整備が行えるよう、阿智村伍和地区最終処分場用地を適正に管理します。 ・ PCB 廃棄物の適正処理に対する指導を進めるとともに、国や他県と連携した広域処理の円滑な実施を推進します。 ・ 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の県民、事業者への周知を図り、適正処理に関する規制の的確な運用を進めます。 ・ 従来の産業廃棄物管理票*（マニフェスト）に比べ、記載漏れや偽造の防止の点で優れている電子マニフェストの導入を促進します。 ・ 法令等の改正や廃棄物の減量化及び適正処理の推進に役立つ情報を提供します。
<p>優良な産業廃棄物処理業者等の育成支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理業者に対して、厳正な許可事務と的確な行政処分を行います。 ・ 産業廃棄物の適正な処理を確保するため、処理技術等の研修会を開催するなど、情報提供や技術的支援を行います。 ・ 排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択できるよう、産業廃棄物処理業者の優良性評価適合者名簿をインターネット等で公表するなど、産業廃棄物処理業者の優良性評価制度を適切に運用します。 ・ 産業廃棄物の適正な処理委託を促進するため、県内産業廃棄物処理業者の名簿をインターネット上で公開するなど、排出事業者に対する情報提供に努めます。 ・ 優良な処理施設の整備に対する資金のあっせん等を行い、安全な処理施設の整備促進を図ります。 ・ 廃棄物処理施設の設置に対する住民の信頼を確保するため、施設設置者に対して、「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」に基づき事業計画説明会の開催や環境保全協定の締結、施設の維持管理情報の公開の促進などを指導します。

環境美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> • すべての県民が一体となって、ごみの散乱のない美しい環境づくりに取り組むための組織体制の充実と県民参加の促進を図ります。 • 県民に対して、ごみの適正分別の徹底やポイ捨て防止についての啓発を進めます。
不法投棄廃棄物による環境汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> • 放置された産業廃棄物について、周辺環境への影響調査や放置廃棄物の一時保全を行います。

(2) 監視・指導体制の強化

産業廃棄物の排出事業者・処理事業者に対する啓発や、監視・指導を徹底するとともに、不法投棄の未然防止を図ります。

主な取組	内 容
排出事業者、処理業者への適正処理の指導	<ul style="list-style-type: none"> • 産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物の排出事業者や処理事業者に対する啓発、計画的な立入検査の実施など、監視・指導の徹底を図ります。 • 県外から持ち込まれる産業廃棄物について、事前協議制度により排出事業者における分別、減量化などを指導し、県内での最終処分の適正化を図ります。 • 指導に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正使用など、産業廃棄物の排出事業者処理責任を徹底し、最終処分までの適正処理の確保を図ります。
不法投棄防止のための監視体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> • 不法投棄監視連絡員の配置、夜間監視パトロールの実施などにより、大規模不法投棄の未然防止を図ります。 • 住民との連絡体制整備や、不法投棄防止のためのパトロール員配置の充実など、市町村における不法投棄防止の取組の充実強化を働きかけ、不法投棄を許さない環境づくりに努めます。 • 無許可処理業や不法投棄などについて、関係機関との連携を一層強化し、悪質行為の撲滅を図ります。 • 県民の「捨てない」「捨てさせない」「持ち込ませない」という意識を高めるため、市町村と連携した啓発活動に努めます。

不法投棄廃棄物の調査、撤去指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置された産業廃棄物について、廃棄物の排出元等を調査し、関係者に対する撤去指導を行います。 ・ 不法投棄など不適正処理された廃棄物について、早期の撤去に向け、市町村等との連携を進めます。
-----------------	--

達成目標

＜第4節 「資源循環型社会の構築」施策に係る達成目標＞

項目	5年前 (平成14年度)	現状 (平成19年度)	目標 (平成24年度)	備考
1 廃棄物の発生抑制、再資源化の推進				
産業廃棄物総排出量	3,253 千t (H10年度)	3,585 千t (H16年度)	3,611 千t以内 (H22年度)	産業廃棄物実態調査（農業系廃棄物、砂利洗浄汚泥を除く。） [H10年度比+11%を目標に設定] H23年度以降の目標値は、次期長野県廃棄物処理計画の策定に合わせて検討予定
産業廃棄物最終処分率	7.6 % (H10年度)	2.6 % (H16年度)	2.0 % (H22年度)	産業廃棄物実態調査の総排出量における最終処分量の割合 [過去の最終処分率の動向をもとに設定] H23年度以降の目標値は、次期長野県廃棄物処理計画の策定に合わせて検討予定
一般廃棄物総排出量	831,450 t	777,255 t (H18年度)	696,000 t (平成22年度)	市町村処理量+自家処理量 [H9年度比△6%を目標に設定] H23年度以降の目標値は、次期長野県廃棄物処理計画の策定に合わせて検討予定
一般廃棄物リサイクル率	21.7 %	23.8 % (H18年度)	30 % (H22年度)	(資源化量+集団回収量) / (市町村処理量+集団回収量) [過去のリサイクル率の動向をもとに設定] H23年度以降の目標値は、次期長野県廃棄物処理計画の策定に合わせて検討予定
公共下水道汚泥の有効利用率	90 %	99 %	100 %	有効利用量(脱水汚泥換算) / 発生時汚泥量(脱水汚泥換算) [発生汚泥全量の有効利用を図る]

建設副産物（アスファルト・コンクリート塊）の再利用率	99.2 %	97.3 % (H17 年度)	100 %	工事現場から排出される特定建設資材廃棄物の再資源化等される割合 長野県建設リサイクル推進指針による。 〈再掲 P85〉
建設副産物（コンクリート塊）の再利用率	96.9 %	97.5 % (H17 年度)	100 %	工事現場から排出される特定建設資材廃棄物の再資源化等される割合 長野県建設リサイクル推進指針による。 〈再掲 P85〉
家畜排せつ物処理の施設化率	61.3 %	88.0 %	88.5 %	家畜排せつ物法に基づく適正処理を、たい肥化施設で行う割合 食と農業農村振興計画による。 〈再掲 P48, P84〉
2 廃棄物の適正処理の確保				
優良性評価制度評価基準適合事業者数	—	9 社	50 社	「遵法性」、「情報公開」、「環境保全への取り組み」の全項目に適合した認定企業数 〔年間10件の増加を目標に設定〕

【用語解説】

* 3R（リデュース、リユース、リサイクル）

Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとった言葉。平成12年に循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入され、(1)リデュース (2)リユース (3)リサイクル (4)熱回収（サーマルリサイクル） (5)適正処分の優先順位で廃棄物処理およびリサイクルが行われるべきであると定めている。

* 一般廃棄物

家庭から出るごみなど、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物の処理は、市町村が処理計画を定めて実施する。

* 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物をいう。これらは、排出者責任に基づき、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者等に処理を委託しなければならない。

* 拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、再生品の原材料への利用や、ごみになりにくくリサイクルしやすい製品の設計・製造・販売などを行うとともに、自ら販売したものを回収して再使用（リユース）やリサイクルに努めるなど、製品のライフサイクル全体（生産、流通、消費、廃棄、リサイクル、処分）を通じて環境へ配慮する。

* ゼロエミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出をゼロにする循環型産業システムの構築を目指す考え方。

***信州リサイクル製品**

県内で発生した循環資源を利用して県内で製造された、一定基準を満たすリサイクル製品を、県が「信州リサイクル製品」として認定している。

***容器包装リサイクル法**

容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定めた法律。

***建設リサイクル法**

一定規模以上の建設工事について、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付ける法律。

***家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律**

畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進するための法律。

***最終処分場**

リサイクルできない廃棄物を最終的に処分（埋立処分）する施設。

***マルチング**

土地の表面をあるもので覆うこと。

***廃棄物の適正な処理の確保に関する条例**

産業廃棄物の適正な処理に関する規制、廃棄物処理施設の設置等に関する合意形成手続などを定めることにより、廃棄物の適正な処理を確保することを目的として、平成20年3月に制定された長野県条例。

***産業廃棄物管理票(マニフェスト)**

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取扱上の注意事項などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する帳票。産業廃棄物が処理されたことを最後までチェックできるとともに、取扱上の注意事項を処理業者に確実に伝えることができ、不法投棄を未然に防止することができる。

